

第6章 最終需要部門、粗付加価値部門の定義

6 - 1 最終需要部門

● 家計外消費支出(列)

いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出である。詳細は、粗付加価値部門の説明を参照のこと。

● 家計消費支出

- ① 家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、海外・県外から受取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の海外・県外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。
- ② 家計消費支出には、「県内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」（県内概念）と「県内市場及び海外・県外市場における居住者家計の消費」（県民概念）という2つの概念がある。産業連関表においては、本部門を「県民概念」で表章した上で、居住者家計の海外市場における消費を列部門「(控除) 輸入(直接購入)」として、海外の非居住者家計の県内市場における消費を列部門「輸出(直接購入)」としてそれぞれ別掲している。ただし、居住者家計の県外市場における消費(移入)及び県外の非居住者家計の県内市場における消費(移出)については、輸出入における直接購入部門のように別掲していない。
- ③ 海外・県外現物贈与(個人が外国・県外から受ける贈与)と海外・県外消費支出(居住者の外国・県外における財及び

サービスの消費)については、輸移入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。

- ④ 中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や政府サービス生産者などの他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では、販売額をマイナスの支出として計上することとしている。
- ⑤ 医療及び介護については、家計の負担分のみ計上する。
- ⑥ 現物給付(通勤手当等)については、家計消費支出に含める。したがって、企業(企業負担部分、社員自己負担部分とも)、自衛隊における給食についても、直接家計消費されるものとする。なお、刑務所における給食は、飲食材料の政府消費とし、家計消費には含めない。
- ⑦ 飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供される場合、このための飲食材料費は直接には家計消費せず、すべて産業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費支出にするものとする。
- ⑧ 家計における住宅にかかる補修や維持費は、すべて住宅賃貸料を迂回して家計が購入するものとする。ただし、介護保険の適用を受けた住宅改修については、家計の負担分のみ計上する。

● 対家計民間非営利団体消費支出

対家計民間非営利サービス団体が経済的に意味のない価格で提供する財、サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、供給されるサービスの生産額（生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたものに等しい。従って、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

● 中央政府集合的消費支出

中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス（外交・防衛など社会全体に対するサービス）に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される政府サービス生産者により供給される集合的サービスの生産額（集合的サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり中央政府の集合的サービスの自己消費額に等しい。

● 地方政府集合的消費支出

地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス（議会・警察などの社会全体に対するサービス）に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される政府サービス生産者により供給される集合的サービスの生産額（集合的サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の集合的サービスの自己消費額に等しい。

● 中央政府個別的消費支出

中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス（教育・保健衛生などの個人に対する財・サービス）に関する支出

のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される政府サービス生産者により供給される個別的サービスの生産額（個別的サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの（中央政府の個別的サービスの自己消費額）に家計への教科書用図書の現物給付、医療の保険給付等を加えたものに等しい。

● 地方政府個別的消費支出

地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス（教育・保健衛生などの個人に対する財・サービス）に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される政府サービス生産者により供給される個別的サービスの生産額（個別的サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の個別的サービスの自己消費額に等しい。

● 県（地域）内総固定資本形成（公的）

① 政府サービス生産者及び公的企業による県（地域）内における建設物、機械、装置など固定資産の取得（購入、固定資産の振替）からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン等直接費用が含まれる。生産過程から産出された資産に限定されるため、特許権、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。

② 固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が10万円以上のものとする。ただし、1品目では10万円に達しない場合でも、

開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とし、固定資本形成とはしない。

- ③ 通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしない。しかし、資産の耐用年数を延長する場合、偶発的に対応する大補修、大改造は原則として資本形成に計上する。また、鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成として計上する。
- ④ 生産が長期にわたる資産（長期生産物）は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上される。自己勘定（自家用に用いる資本の生産）については、使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても進捗量を資本形成として計上する。ただし、建設の仕掛品の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を資本形成に計上する。家畜のうち役畜用、種付用、乳用、競走用、羊毛用その他資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成に計上する。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜の成長増加分は在庫に計上する。果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物は自己勘定の成長増加分を資本形成に計上する。
- ⑤ 建設、船舶の建造（以下「建設等」という。）に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その生産額にコストとして含まれているものは建設等を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設等と結合しない限り機

能を発揮できないものは建設等迂回の資本形成とする。

- ⑥ 主として軍事目的のために使用される固定資産の取得に要する支出は総固定資本形成に含めず、中間消費として列部門「公務（中央）★★」に計上する。しかし、民間の使用者でも生産目的の取得が可能で、軍の使用形態が民間と同様である固定資産（空港、ドック、道路、病院等の構築物や事務機械等）であって、軍事目的のものと区別できるものは、総固定資本形成として計上する。

● 県（地域）内総固定資本形成（民間）

県（地域）内における建設物、機械、装置などの固定資産の取得（購入、固定資産の振替）であり、「県（地域）内総固定資本形成（民間）」の範囲は、列部門「県（地域）内総固定資本形成（公的）」と同じである。資本形成を行う主体は、産業（公的企業を除く）及び対家計民間非営利サービス生産者並びに家計である。なお、家計が行う資本形成は、建物、構築物の取得及び土地の造成・改良費のみである。

● 生産者製品在庫純増

財を生産する産業における販売又は出荷待ちの商品（なお、事業所が購入したままの形態で販売する品目を含み、建設物は除外する。）と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

● 半製品・仕掛品在庫純増

財を産出する産業が一部加工、組み立て、育成途中のもので、通常さらに手を加えることなしには、他の事業所に対して販売、出荷、引き渡しがされないもの（但し、自己勘定によるものと建設仕掛工事は除外する。）と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の想定市中価格で評価したもの。

(注 意 点)

と畜用の家畜や木材用の育林など、1回だけ産出物を生産するもの(固定資本形成に該当しないもの)の成長増加分、及び固定資本形成に該当するものでも育成を業として行い、育成された財を出荷してしまう生産者(専門的生産者)が所有する財の成長増加分は、本部門に含まれる。

● 流通在庫純増

卸・小売業に分類される生産者によって取得された財であって、販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

(注 意 点)

本部門は、卸・小売りに分類される事業所以外からは産出されないが、原油の国家備蓄(石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う備蓄)については、例外的に流通在庫純増として扱う。

● 原材料在庫純増

原材料等の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。原材料等とは以下のいずれかのものである。

- ① 商品を採取し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、又は建設工事のために取得するすべての原材料、物資、部品及び貯蔵品
- ② 消費するために購入した石炭、石油その他の燃料
- ③ 農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料及びこれらに類する財
- ④ 購入した非耐久性コンテナ、こん包工場での包装物、事務用品及びその他の貯蔵品
- ⑤ その他

(注 意 点)

① 政府サービス生産者の生産額は、その活動に要した経費の積み上げによることとしているが、中間投入費用については、経常勘定における新たな財・サービスの購入から同種の中古財及び屑の純販売を引いたものを全

て中間消費として計上し、生産額を推計している。その産出先は、他の部門に対する販売額(例えば、国公立学校の授業料等)を差し引いた金額を、中央または地方の政府消費支出に産出している。したがって、産業との対比で政府サービス生産者の原材料在庫にあたと見られる計数は、実際には中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上されており、原材料在庫純増には含まれていない。

② 対家計民間非営利サービス生産者についても、政府サービス生産者と同様の扱いをしている。

● 輸出(普通貿易)

「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸出額を計上するという観点から、再輸出入品を控除するとともに、書画(肉筆のもの)、こつとう(制作後100年を越えたもの)、中古の船舶等については、国内品と同様、マージン相当額のみを計上する。

なお、①小額貨物(1件当たり20万円以下)、②見本品及び寄贈品、③駐留軍及び国連軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊統計計上貨物等は普通貿易統計の統計外貨物であり、資料上把握できないため、範囲に含まれない。

「輸出(普通貿易)」の価格評価は、FOB価格(船積価格)で評価する。

(注 意 点)

列部門「輸出(普通貿易)」はFOB価格で評価されるため、生産者価格評価表で輸出品を記録する場合には、FOB価格から、別途工場から本船までの間にかかった商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格を計上することになる。

● 輸出(特殊貿易)

「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から以下の①、②を控除したものにほぼ一致する。

① 「輸出(直接購入)」の推計範囲(観光旅行、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費等)

② 建設サービス等

貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸(保険)業者の活動(すなわち、その受け取った貨物運賃(ネット保険料)収入)を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、当該部門に計上する。

(品目例示)

貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際電信電話等料金、貨物保険、代理店手数料、証券取引手数料、広告宣伝費、フィルム・テープ賃貸借料、その他の民間部門のサービス関係取引

(注 意 点)

海外居住者の県内観光旅行による財・サービスの消費は、「輸出(直接購入)」に含める。

● 輸出(直接購入)

「非居住者家計による県内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。

(品目例示)

観光旅行者の消費、親戚・知人訪問等旅行者の消費、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費

● 調整項

輸出業者を経由する輸出品の国内取引に係る消費税を計上する。輸出品については、消費税は免税であるが、輸出品の国内における取引

過程で消費税は課されているため、輸出業者は輸出品の国内における取引過程で課された消費税の還付を受ける仕組みとなっている。当該商品の県内生産額では、このような還付分を含んで計上しているが、輸出額は還付分を控除した形で計上されており、本部門で還付分を計上する。

● 移出

県内市場から県外への財・サービスの販売のこと。

県内居住者と海外居住者との取引である列部門「輸出(普通貿易)」、「輸出(特殊貿易)」、「輸出(直接購入)」を、県内居住者と県外居住者との取引に読み換えたものに概ね相当する。

特殊な例として、本社営業所等の活動経費、受委託加工費(第4章参照)の表章にも用いられている。

● (控除)輸入(普通貿易)

「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。ただし、純輸入額を計上するという観点から、再輸出入品を控除し、また、書画(肉筆のもの)、こつとう(制作後100年を超えたもの)等についても控除するとともに、その国内取引に係るマージンをコスト商業に計上する。なお、①小額貨物(1件当たり20万円以下)、②見本品及び寄贈品、③駐留軍及び国連軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊統計計上貨物等は普通貿易統計の統計外貨物であり、資料上把握できないため、範囲に含まれない。

「(控除)輸入(普通貿易)」の価格評価は、C I F 価格で評価する。

● (控除)輸入(特殊貿易)

「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲と

し、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から以下の①、②を控除したものにほぼ一致する。

① 「輸入（直接購入）」の推計範囲（観光旅行、外交団団員等の個人消費等、防衛庁関係の隊員等の個人消費等）

② 建設サービス等

貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸（保険）業者の活動（すなわち、その受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入）を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、列部門「輸出（特殊貿易）」に計上する。

（品目例示）

貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際電信電話等料金、貨物保険、代理店手数料、証券取引手数料、広告宣伝費、フィルム・テープ賃貸借料、その他の民間部門のサービス関係取引

（注 意 点）

① 産業連関表における普通貿易の輸入品はCIF価格で評価するため、特殊貿易において貨物運賃、保険の輸入を計上するとその分が重複することとなる。そのため、産業連関表の運賃・保険の「輸入（特殊貿易）」はありえない。

② 県内居住者の海外観光旅行による財・サービスの消費は、「（控除）輸入（直接購入）」に含める。

● （控除）輸入（直接購入）

「居住者家計による海外市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。

（品目例示）

観光旅行者の消費、親戚・知人訪問等旅行者の消費、外交団団員等の個人消費

● （控除）関税

輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税率に基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きをもっている。また、「輸入」欄と並列して「関税」欄を設けて記録することにより、各需要部門における取引価格が明らかにされている。なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の経常補助金として扱っている。再輸入の船舶については、普通貿易で輸入の取り消しとして扱われているため、関税についても関税がかからなかったものとして扱っている。映画フィルムについても、フィルム・テープ賃貸借料はサービスとして特殊貿易に計上されているので、普通貿易からは控除することになり、関税がかからなかったものとして扱う。

● （控除）輸入品商品税

輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に内国消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油石炭税（以下、単に「輸入品商品税」と呼ぶ）が課税される。輸入品商品税については、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価するとともに、各需要部門における取引価格を明らかにするために、列部門「（控除）関税」と同様、列部門として本部門を設けている。

（注 意 点）

酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油石炭税及び輸入品に係る消費税

● 移入

県外市場から県内への財・サービスの購入のこと。

県内居住者と海外居住者との取引である列部門「（控除）輸入（普通貿易）」、「（控除）輸入（特殊貿易）」、「（控除）輸出（直接購入）」を、県内

居住者と県外居住者との取引に読み換えたものに概ね相当する。

特殊な例として、本社営業所等の活動経費、受委託加工費（第4章参照）の表章にも用いられている。

6 - 2 粗付加価値部門

● 家計外消費支出（行）

（宿泊・日当、交際費、福利厚生費）

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費（他の粗付加価値部門に計上されるものを除く。）、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主として、宿泊と日当）を範囲とする。

- ① 宿泊・日当…役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。
- ② 交際費…得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他にこれらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まれない。ただし、例外として役員又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含まれる。
- ③ 福利厚生費…福利施設負担額（食堂給食施設を除く福利厚生のための施設にかかる費用）等、保健衛生医療費（従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要する財・サービス費用等）、娯楽・スポーツ費（従業員及び家族のレクリエーション及びこれら施設に関する費用）等から成っている。なお、福利厚生施設の運営のために企業等が直接雇用する者に係る人件費や、同施設に伴う減価償却費及び間接税は、本部門ではなく、それ

ぞれ行部門「雇用者所得」、「資本減耗引当」及び「間接税（除関税・輸入品商品税）」に含まれている。

（注 意 点）

- ① 福利厚生費に関し、企業が社員のために設ける宿泊所、保養所等の活動は列部門「宿泊業」に含まれ、同じく、企業の寄宿舎、独身寮、学生寮の活動は、列部門「住宅賃貸料（帰属家賃）」に含まれる。また、社員食堂に要する経費のうち、食材購入または外部委託に係る経費補填のために企業が支出した費用は、「現物給与」の一種として、行部門「雇用者所得その他の給与及び手当）」に含まれる。したがって、列側では、社員の自己負担分に加え、企業負担分も、列部門「家計消費支出」が、個々の食材または「一般飲食店」等を投入することとして扱う。
- ② 列部門の家計外消費支出計（列生産額）と、行3部門「宿泊・日当」、「交際費」及び「福利厚生費」の生産額合計に当該3部門にかかる純移出入（移出－移入）を加えた値は一致する。
- ③ 携帯電話機は、移動電気通信事業者の介在があり、財のメーカー出荷価格を下回る価格で利用者に販売されている。このため、その価格差を移動電気通信事業者の経費（交際費）とみなし、列部門「移動電気通信」と行部門「交際費」の交点及び、行部門「携帯電話機」と列部門「家計外消費（列）」の交点に価格差を計上している。

● 雇用者所得

（賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）、その他の給与及び手当）

（1）雇用者所得の範囲

雇用者所得とは、県内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。ここでいう所得とは、雇主の支払いベースであり、雇用者の受け取りベースではない。

また、所得の発生をその対応期間において正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする（発生主義）。さらに、雇用者所得も県内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず県内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得（賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）及びその他の給与及び手当）を範囲とし、自営業主の所得は営業余剰に含める。

(2) 雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、さらに、県民経済計算を考慮して、以下の項目により構成されるものとする。

① 賃金・俸給

1) 常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払いが義務付けられている慶弔費や、さらには雇主が一括して再配分するチップが含まれている。慶弔費は、就業規則、労働協約に支払が明記されている場合、賃金・俸給に含めている。「慶弔費」と考えられるものは以下の項目である。

- i)結婚祝金 ii)出産祝金
- iii)入学祝金 iv)死亡弔慰金
- v)傷病見舞金 vi)災害見舞金

「チップ」については、イ)客が直接雇用者に手渡すもの、ロ)客からのチップが雇主を通じて雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。本来、賃金・俸給に含めるべきチップは客から規定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつ、それが雇用者にとって恒常的な収入源になるものをいい、したがってイ)もロ)もそれに該当すると考えられるが、統計技術上の制約から、産業連関表の枠組みの中でイ)を正確に把握することは事実上不可能なので、これ

を客から雇用者への所得移転とみなして賃金・俸給に含めず、ロ)のみを賃金・俸給に含めている。

なお、地方議員の俸給（議員歳費）は、常用労働者賃金として扱う。

2) 役員俸給

企業のコストとして役員に支払った額であり、利益金を処分して支払った役員賞与は含めない。

② 社会保険料（雇用主負担）

以下の雇主負担の社会保険料である。

- 1) 政府管掌健康保険（日雇特例被保険者を含む）
- 2) 厚生年金保険
- 3) 労働者災害補償保険
- 4) 雇用保険
- 5) 船員保険
- 6) 国家公務員共済組合・同連合会
- 7) 地方公務員共済組合・同連合会
- 8) 地方議会議員共済会
- 9) 日本私立学校振興・共済事業団
- 10) 組合管掌健康保険（民間）
- 11) 組合管掌健康保険（地方公共団体）
- 12) 児童手当（民間分）
- 13) 児童手当（公務員等分）
- 14) 石炭鉱業年金基金
- 15) 厚生年金基金
- 16) 地方公務員災害補償基金
- 17) 消防団員等公務災害補償等共済基金

なお、健康保険制度には医療分と介護分の保険料が含まれている。

さらに、労働基準法に基づく災害補償及び中央・地方の公務員等に対する公務災害補償はその給付額を社会保険料（雇用主負担）に加える。

③ その他の給与及び手当

1) 退職年金及び退職一時金

退職年金とは適格退職年金制度等に対する雇主が拠出した積立額である。したがって、この雇主の積立額と現実に退職したものが受け取る退職金とは相違する。退職一時金とは、退職金共済契約等による積立制度への雇主の積立額と、

積立制度以外で雇主が実際に支払った退職金をいう。

2) 現物給与

現物給与とは、現物支給の食事、通勤定期券及び自社製品を支給した場合の雇主のコストが計上される。

3) 給与住宅差額家賃

雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額。

4) 社会保険に関する上積給付金

社会保険の給付について雇主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇主の費用である。例として、労災保険、健康保険などがあげられる。

5) 財産形成に関する費用

雇主が雇用者のために支出する以下の費用をいう。

- i) 私的保険制度への拠出金
- ii) 持家援助に関する費用
- iii) 財産形成貯蓄奨励金及び給付

● 営業余剰

① 粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税－補助金）を控除したものを範囲とする。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子等から成る。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当は含めないが、これは各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。

なお、支払利子に関して、金融機関からは借入額に比例した帰属金融サービス（帰属利子＝受取利子－支払利子）を受けていることとするため、帰属サービス分だけ営業余剰が減少することになる。

② 個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれる。

③ 政府サービス生産者及び対家計民間非営利

サービス生産者の生産額は生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、その営業余剰は発生しない。営業余剰は産業のみに発生する。

● 資本減耗引当

固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。

資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「県（地域）内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。

● 間接税（除関税・輸入品商品税）

① 間接税は、財、サービスの生産、販売、購入、又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。但し、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上する。

② 国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では事業税、地方たばこ税、特別地方消費税、固定資産税等が、税外負担では、各種手数料等が、間接税に相当する。

③ 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課されるが、これらに課税される固定資産税については、全額を間接税として扱う。すなわち、県民経済計算及び産業連関表では、住宅は全て産業によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても列部門「住宅賃貸料（帰

属家賃)」という部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することになっているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。

- ④ 自動車関係の税や各種手数料は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の2分の1を間接税としている。

(平成12年表からの変更点)

特別地方消費税は、平成12年3月31日付で廃止された。しかし、後納等分が存在している可能性があることから、この場合は、平成12年表と同様に、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館・飲食店業等では税額込みの売上高を計上し、特別地方消費税は全額を列部門の負担する間接税とする。

● (控除)経常補助金

- ① 経常補助金は、産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。県民経済計算の補助金と同じ範囲とする。なお、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受取ることはない。
- ② 経常補助金は、法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。なお、食糧管理特別会計の一般会計からの繰り入れ等は経常補助金とみなす。